

平成25年12月24日
日本原子力発電株式会社

原子力損害賠償補償契約「付属通知書」の変更通知手続に係る 文部科学省からの嚴重注意について

当社は、原子炉の運転に当たって、原子力損害の賠償に関する法律^{注1}に基づく損害賠償措置に関し、文部科学省と原子力損害賠償補償契約^{注2}（以下「補償契約」）を締結しておりますが、同契約に付帯する付属通知書^{注3}の変更通知手続に不備^{注4}があったことから、文部科学省に報告を行いました。

（平成25年12月19日 発表済み）

本件について、本日、文部科学省より、関係法令及び約款等の内容を社内関係各所に周知、徹底すること、手続き等に遺漏なきよう嚴重に注意することを求める文書を受領いたしました。

当社といたしましては、嚴重注意頂いたことを真摯に受け止め、業務マニュアルの見直し、チェック体制の強化等を行い、再発防止に万全を期してまいります。

注1：原子力損害の賠償に関する法律

原子力損害が発生した場合の賠償制度を定めた法律であり、原子力事業者の無過失・無限責任、損害賠償措置の強制等を規定している。

注2：原子力損害賠償補償契約

原子力損害の賠償に関する法律で原子力事業者に強制される損害賠償措置の1つとして、事業者と政府が締結する契約であり、民間保険で填補しない原子力損害を填補する。

注3：付属通知書

補償契約の締結又は変更の際し、原子力事業者が政府に通知しなければならない事項を記載した書類であり、原子炉の使用目的・基数、原子炉施設の構造・設備、使用する燃料等について記載している。

注4：付属通知書の内容に変更が生じた場合は、文部科学省に通知する必要があるが、既に付属通知書で通知していた工事計画について、一部の変更を通知していなかったもの。

以 上